

県税事務所からの

お知らせ

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局 洲本県税事務所

個人事業税（課税第 1 課）

☎ 0799-26-2026(直)

自動車税種別割（課税第 1 課）

☎ 0799-26-2032(直)

確定申告書第二表の記入について

～個人事業税についてのお知らせ～

県内で事業を営んでいる個人の方で、所得税の確定申告または、市・県民税の申告をした場合は個人事業税の申告があったものとして取り扱われます。

所得税の確定申告書や市・県民税の申告書には「事業税に関する事項」欄が設けられています。この欄は個人事業税の計算上必要ですので、個人事業税が課税になる事業所得や不動産所得がある方で該当項目があれば、必ず記入してください。

※該当項目があるにもかかわらず申告及び記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。

(所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表)

●住民税・事業税に関する事項

〈 省 略 〉													
事業税	非課税所得など	番号	①	所得金額	①	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	④	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				②		事業用資産の譲渡損失など		③		他都道府県の事務所等	○	
	上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名		住所			○	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	⑤	給与	⑤	円

①非課税所得など

非課税所得がある場合や税率の異なる事業を併せて行っている場合は、非課税所得または税率の低い方の事業について、所得金額または収入金額を記入し、対応する番号を記入してください(収入金額を記入された場合は「所得」を「収入」に訂正してください)。なお、医業については、番号欄に「8」と記入のうえ、所得金額欄に社会保険診療収入金額を記入してください。

②不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額がある場合はその額を記入してください。

③事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使用していた機械や車両などの事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡して生じた損失額を、損益通算せず記入してください。

④前年中の開(廃)業

令和5年中に開業または廃業した場合は、「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記入してください。

⑤所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税の青色申告で、配偶者控除や扶養控除の対象とした人で、その事業に専ら従事し、給与の支払いが実際にある場合は、事業税では事業専従者にできますので、この欄に記入してください。

自動車税の種別割についてのお知らせ

自動車税種別割は毎年5月に納税通知書が送付されます。

★4月1日の所有者（登録名義人）に課税されます。

神戸運輸管理部兵庫陸運部（☎050-5540-2066）での登録手続きは3月31日までにお願いします！

- 変更登録…住所、氏名などが変わったとき（住民票を変更しても車検証の住所・氏名は変更されません。）
- 移転登録…売買、譲渡、相続など、自動車の所有者が変わったとき
- 抹消登録…解体、故障、免許返納など、自動車の使用をやめたとき

【ご注意！】車検が切れただけでは『自動車税種別割は減額になりません』

車検が切れている自動車も抹消登録するまで自動車税種別割が課税されます。